

## 議 事 録

会 議 名 称	令和3年度 第1回加古川市人権教育啓発推進審議会
開 催 日 時	令和3年8月6日（金）午後2時00分から午後4時00分まで
開 催 場 所	国際交流センター 201号室
出 席 者	<p>&lt;委員&gt;            石元清英会長、上田博紀副会長、北野裕人委員、清田美由紀委員、黒田おさみ委員、高松朋子委員、浜田時子委員、松本嘉治委員</p> <p>&lt;欠席&gt;            朝比奈寛正委員、松澤昭夫委員</p> <p>&lt;事務局&gt;            田中市民協働部長、栗山市民協働部次長、田中市民協働部参事（兼）人権文化センター所長、清水人権文化センター副所長（兼）徴収担当副課長（兼）教育・研修係長、            加藤指導主事（兼）相談・啓発係長、青木相談・啓発係指導主事、福田総務係長、夫総務係主査</p>
会 議 次 第	1 開会 2 議事（1）令和3年度人権文化センター事業予定について 3 議事（2）加古川市人権に関する市民意識調査（検討案）について 4 その他 5 閉会
配 付 資 料	資料1 加古川市人権教育啓発推進審議会 委員名簿 資料2 加古川市人権教育啓発推進審議会規則 資料3 令和3年度加古川市人権文化センター事業予定について 資料4 加古川市人権に関する市民意識調査 実施概要 資料5 加古川市人権に関する市民意識調査検討案 資料6 加古川市人権に関する市民意識調査票（新旧対照表） ・次第 ・令和3年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿 ・人権文化センターだより（第31～32号、臨時号12号） ・ワクチン集団接種会場啓発物資（マスク） ・人権啓発クリアファイル
傍聴者の数	2人

進行	発言者	発言内容
1. 開会	事務局	<p>失礼いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前に送付させていただいております、</p> <p>資料1 加古川市人権教育啓発推進審議会 委員名簿  資料2 加古川市人権教育啓発推進審議会規則  資料3 令和3年度加古川市人権文化センター事業予定について  資料4 加古川市人権に関する市民意識調査 実施概要  資料5 加古川市人権に関する市民意識調査検討案  資料6 加古川市人権に関する市民意識調査票  (新旧対照表)</p> <p>この6つの資料はあらかじめ事前にお渡ししているものです。本日お持ちでおられない方はお申し出ください。</p> <p>次に当日配布資料として机上にお配りしています</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・令和3年度 加古川市人権教育啓発推進審議会事務局名簿</li> <li>・人権文化センターだより (第31～32号、臨時号12号)</li> <li>・ワクチン集団接種会場啓発物資 (マスク)</li> <li>・人権啓発クリアファイル</li> </ul> <p>となります。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>なお、本審議会は新型コロナウイルス感染防止対策のため、飛沫飛散対策として、委員の皆様の発言につきましては着座のままをお願いいたします。事務局も説明等につきましては座ったままでさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>また、会議開始から一定期間が経過しましたら、換気のため、職員が窓の開閉を行いますのでご了承ください。</p> <p>まず初めに、新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。</p> <p>加古川市人権啓発推進員協議会会長の浜田委員です。浜田委員ひとことよろしくお願ひします。</p> <p>(浜田委員あいさつ)</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございました。また、6月7日から25日にかけて</p>

	<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>て、本審議会委員を市民から公募を募りましたが、応募者はありませんでしたことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、事務局にも異動がありましたので、自己紹介させていただきます。</p> <p>(各自自己紹介)</p> <p>それでは、ただいまより、令和3年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議会を開会いたします。</p> <p>本日、松澤委員、朝比奈委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>出席状況は、委員10名中8名の出席となっておりますので、加古川市人権教育啓発推進審議会規則第6条第2項の規定によりまして、会議は成立しておりますことを、報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして石元会長にごあいさつをお願いしたいと思います。</p> <p>会長、よろしく申し上げます。</p> <p>みなさんこんにちは。暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。コロナ禍、1年半にもなってるのに収まりそうにありません。新規感染者も日に日に増えているという中でさらに格差が広がっているというようなことが前から指摘されているんですけども、特に格差社会と言われたのが、今から20年ほど前、そのころに新身分社会が到来したんだと、どこの家に生まれるかによってその子の将来が大きく左右されるというような新しい身分社会だというように言われていたんですけども、それがこのコロナ禍でさらにはっきり見えてきたのではないかと、要するに、力のある、生活に余裕がある家庭と、そうでない家庭との差がこのコロナ禍でさらに広がっているのではないかとというような気がします、今感染者がどんどんと増え、そのことに目が行きがちなんですけれども、このコロナ禍が収まった後、こうした格差の問題、あるいはその親の力の問題、それが子供に直接影響が現れているといったような新たな問題が出てくるかと思えます。これらもすべて人権の大きな課題になってくるかと思えます。こういった問題は、委員の方々と、認識を共有しながら議論をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>2. 議事</p>	<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入ってまいります。</p> <p>議事の進行につきましては、審議会規則第6条第1項の規定</p>

		<p>により、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願いいたします。</p>
議事(1)	会長	<p>それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事に入ります前に議事録署名人を決めておきたいと思ひます。本日の会議の議事録署名人は、黒田委員、高松委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、次第にそって進めていきます。</p> <p>議事(1)「令和3年度 加古川市人権文化センター事業予定」について事務局より説明願ひます。</p>
	事務局	<p>失礼します。事前にお送りしておりました資料3「令和3年度加古川市人権文化センター事業予定について」をご覧ください。今年度の人権文化センターの事業予定を記載しております。なお、令和2年度については年度実績を、令和3年度につきましては、特に記載がない場合は6月末日現在の状況を記載しております。</p> <p>それでは、その内容について各担当より説明いたします。</p>
	事務局	<p>それでは、資料3の令和3年度加古川市人権文化センター事業予定について説明させていただきます。資料3の1ページからご覧ください。</p> <p>まず、1 人権施策推進事業に対する体制として、人権文化センターの職員体制ですが、令和3年度は、人権文化センター所長、副所長の2名を管理職とし、総務係5名、教育・研修係4名、相談・啓発係6名の17名の体制となっております。</p> <p>続きまして、隣保館事業費補助金についてですが、隣保館の運営・維持補修に係る事業に対する費用への県からの補助として、令和3年度は5,388,000円で令和2年度と同額を予定しています。</p> <p>続きまして、人権啓発活動地方委託金についてですが、令和3年度は次のページの表右にございますとおり4つの事業が対象ですが、おもいやりのこころという冊子の発行と、人権の花運動については、毎年ではなく、4年に一度の実施を予定としておひまして、令和3年度は実施の予定としておひます。なお、ウィンターステージについては、令和2年度は新型コロナウイルスの影響から中止としたため、委託金の交付が0円となっております。</p> <p>次に、資料2ページ目の中ほどになりますが、2 人権施策の企画及び推進事業としまして、加古川市人権教育及び人</p>

権啓発に関する基本計画についてですが、現在は、平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とするものを策定しています。令和5年度から新たに見直しを行う予定としており、今年度はそれに向けた市民意識調査を実施する予定としております。

続いて、人権教育啓発推進審議会についてですが、今年度は先ほど申しあげました市民意識調査を実施することから、本日を第1回目として、12月頃に第2回目、3月頃に第3回目を実施する予定としております。

続いて、人権施策関係課連絡会議についてですが、市の関係各課の所属長で構成され、人権課題や人権相談事例の情報共有、円滑な相談体制の確保を図るため、定期的開催をしています。

続いて、加古川人権擁護委員協議会加古川市部会についてですが、加古川人権擁護委員協議会に属する擁護委員のうち、加古川市長から推薦を受けた委員で構成しており、研修会や街頭啓発などを実施しております。

続きまして、資料4ページ目に移りまして、3 施設運営としまして、人権文化センター施設利用ですが、令和2年度の実績としましては、利用人数が12,166人、使用料の収入額が832,090円でした。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための制限があり、貸館の休止や、使用人数の制限を行った期間があったことから、令和元年度の実績と比べて、利用人数、収入額ともに減少となっております。なお、令和3年度においては、人権文化センターが新型コロナウイルスのワクチン接種会場となったことにより、貸館施設が使用できない状況となっているため、令和3年度も利用人数、収入額については減少となることが見込まれます。

続いて、展示コーナーの活用についてですが、月ごとにテーマを変えて啓発資料の展示をするとともに、市内の各学校の作品展示を行っております。

次に、4 人権文化センター登録団体についてですが、令和3年度は令和2年度と同じ12団体が登録団体となっております。社交ダンス、体操・運動、卓球・歌の団体はホールを利用していますが、人権文化センターがワクチン接種会場となっている関係から、現時点では4月～9月が利用できない見込みとして、10月以降の見込み回数を記入しております。

それでは続きまして、5 センター人権学習講座ですが、人権学習講座につきましては、昨年度はすべて中止といたしました。今年度は原則開催の予定で進めているところです。しかし、緊急事態宣言等によりまして、人権ひろばのう

ち、別府公民館・両荘公民館・人権学習中級講座についてはすべて、人権リーダースキルアップ講座につきましては、第2回目（5月12日）の分につきましては中止とさせていただきます。なお、6ページに記載の氷丘公民館の人権ひろばにつきましては、7月21日開催予定となっておりますが、実際、開催しています。また、今年度は、人権文化センターホールがコロナワクチン接種会場となった関係で、専門講座、リーダースキルアップ講座は会場を他施設で設定しています。

次に、人権教育支援事業について説明いたします。（1）地域に学ぶ体験学習支援事業につきましては、地域に学ぶ体験学習支援事業は11学級、人権教育推進市町事業は16学級が地区公民館等を活動拠点として実施をしております。

（2）人権教育振興事業につきましては、幼稚園等の事業になります。今年度は、幼稚園が13園、子ども園1園の14園が活動を行っております。

（3）全市交流学習会については、先ほど言いました地域に学ぶ体験学習支援事業と人権教育推進市町事業の全学級の児童・生徒が集まって交流を深めるための会となっております。昨年度に引き続き、今年度も開催中止となっております。

次に（4）ふれあい交流事業補助金についてですが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、補助を全体的に休止としました。令和3年度においては補助は休止しておりませんが、例年は事業を実施している団体のいくつかから、今年度は事業の実施が難しい旨の連絡を受けております。

（5）人権のまちづくり事業に関しましては、コロナ禍等により事業が途中で中止せざるを得ない状況でも対応できるように、今年度要綱を一部改正しております。

続きまして、7 関係団体運営事業について説明いたします。

（1）加古川市人権・同和教育協議会の事務局を担当しています。

令和2年度はすべての事業が中止となりました。今年度は新型コロナウイルス感染対策を取りながら、可能な限り事業を進める事にしております。人権フォーラムにつきましては参加者を限定しての開催にする予定です。

次に（ア）東播磨人権教育協議会及び、その下（イ）兵庫県人権教育協議会につきましても、加古川市の事務局として、各種研修会のご案内を発送しております。

続きまして、（2）加古川市人権啓発推進員協議会の事務局を担当しております。現在は361名に委嘱し、任期は2年となり活動いただいております。

続きまして、(3) 加古川市企業人権・同和教育協議会の事務局も担当しております。現在加古川市内の企業 159 社が加盟しております。

続きまして、8 センター啓発イベント活動ですが、(1) 加古川ハートフルフェスタは本来であれば8月9日に開催予定でしたが、コロナのため中止を決定しています。(2) ウィンターステージにつきましては、来年2月26日に開催を予定しております。なお、ウィンターステージでしたが内容はいままでが人権に関する講演会でしたが、今回は人権をテーマとした映画の上映会を計画しております。

続きまして、9 センター広報・啓発活動についてです。

(1) 人権カレンダーは人権擁護や人権尊重の精神について市民が意識するきっかけとなるよう、はがきサイズで誰にでも取り組みやすい絵手紙を募集しています。また、そのカレンダーにつきましては各戸全戸配付し、人権啓発の推進をしているところです。

(2) 街頭啓発事業につきましては、人権を大切にする市民運動の推進強調月間である8月に、市内の主要な駅において市民に啓発グッズをお配りしておりましたが、昨年度はコロナ禍のため中止しました。今年度につきましては実施方法を変更しまして、8月1日に新型コロナウイルスワクチンの接種会場、市内全8箇所で、接種者に啓発用のマスクを約6,000枚配布いたしました。今回お手元にそのマスクをお配りさせていただきます。

続きまして、(3) 人権標語・キャッチコピー、人権ポスター、人権マークは、人権を大切にする市民運動を全市的に展開する一環としまして作品を募集し、各部門で優秀賞・優良賞・佳作を決定し、8月の人権フォーラムにて毎年表彰をしております。なお、現在、優秀賞・優良賞に選ばれた作品を、人権文化センターで展示をさせていただいております。8月末までですので、ぜひご覧いただければと思います。

また今日お手元にクリアファイルをお配りをさせていただいておりますが、そちらのほうが優秀賞の作品ということで今回作らせていただいております。

(4) 五角柱へのキャッチコピー。ロゴマークの掲示は、優秀作品を市役所前掲示板に掲示をしまして人権啓発を進めております。

続きまして(5) 人権文化センターだよりの発行につきましては、従来の町内会回覧が令和2年度からできませんので、市ホームページにて掲載している状況ですが、今年4月からは各公民館等にも印刷したものをお配りしまして窓口等で掲示をさせていただいております。今回お手元には今年の4月から現在まで作成しました人権文化センターだよりを冊子

にしましたものをお配りしておりますので、またご覧ください。

次に（６）人権関連図書、（７）ビデオ・DVDの貸出についてですが、図書につきましては毎年100冊程度の新規購入や寄附によりまして蔵書数を増やしていることに伴いまして、貸出冊数も年々増加傾向にあります。

また、今回、加古川中央図書館にご協力いただき、図書館内で人権関連図書の特設コーナーを設置していただいております。人権を大切にする市民運動の強調月間である8月いっぱいを期間としておりますので、もしも図書館に行く機会があればご覧いただければと思います。なお前回の審議会でご提案いただきました、人権文化センターの蔵書の市のホームページへの掲載についてですが、ジャンル別に分けたものを、さらに新刊図書とそうでないものと2つに分けて、市のホームページに掲載させていただいているところです。

続きまして10 人権アドバイザーによる活動ですが、昨年度末に人権アドバイザーの公募を行いまして、令和3年度から新たに3名の人権アドバイザーに委嘱を行いました。一方で令和2年度、3名の方がアドバイザーを退任されました。この結果、令和2年度当初の18名から人数は変わらず18名で活動を行っているところです。活動実績は、昨年度はコロナの影響で研修会等が中止となり、派遣依頼がほぼありませんでしたが、今年度は徐々に派遣依頼も増え、研修会回数が1回となっておりますのが5月末で、7月末では36件の依頼をいただいております。

続きまして、11 人権相談事業について、（１）人権文化センター人権相談として、ご覧のとおり人権相談専用ダイヤルを開設し全職員で対応しております。

（２）公民館巡回人権相談は、市内12公民館で、毎月一回巡回人権相談を開設しております。相談者に対しては、人権アドバイザーと人権文化センター職員の2名で対応しています。

続きまして、12 インターネット・モニタリング事業になります。インターネットへの差別的な書き込みに対する削除要請や監視等を行う事業になります。

続きまして「13 講話・指導助言等における人権文化センター職員の派遣回数」として、指導主事及び専門委員で、各学校園及び市職員の人権教育の指導員の助言及び、社会教育における指導助言も行っております。

次に、14 貸付金回収事業として、住宅改修資金貸付金、住宅建設資金貸付金ですが。同和対策事業、地域改善対策事業の一環として住宅改修及び住宅建設に必要な資金の貸し付けを平成8年度まで実施してまいりました。現在はその回収業務



	<p>のみを実施しております。</p> <p>続いて、奨学資金についてですが、住宅資金と同様に、地域改善対策事業の一環として奨学資金の貸し付けを平成16年度まで実施しており、現在はその回収業務のみを実施しております。</p> <p>次に、15 地区公民館、児童公園維持補修事業ですが、地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律が失効した後の経過措置として、旧地域改善対策施設設置条例で定めていた地区公民館及び児童公園の維持管理を行っています。</p> <p>続いて、16 地区公民館整備・移管事業ですが、地域改善対策事業により設置された地区公民館について、改修・整備のうえ地元町内会に移管を進めております。</p> <p>最後に、17 人権文化センター維持補修事業ですが、人権文化センターの維持管理を行っており、資料にあります内容については業務委託により実施しております。</p> <p>以上で、令和3年度加古川市人権文化センター事業予定についての説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。人権文化センターの今年度の事業予定と昨年度どうだったかという数字もあわせてご説明いただきました。今の点につきまして、委員の方々、ご質問あるいはご意見ございましたらどうぞお出してください。</p>
委員	<p>失礼いたします。インターネットモニタリング事業について教えていただきたいのですが、この削除要請をすることが目的に入っているんですけども、どういう内容のものを何件くらい削除を実際要請していかれたのか、令和2年度の実績を教えてくださいたいです。</p>
事務局	<p>失礼いたします。内容的にはもう、名指ししまして、悪質なものに関しましてはほぼ全て法務局へ削除の要請を出させていただいております。</p>
委員	<p>実際それで削除は進んでいるんですかね？ 削除の要請ではなくて、削除の実行ということになるとどうですか？</p>
事務局	<p>実質的にはちょっと、進んでいない現状にあります。</p>
委員	<p>すいません、同じようにインターネットモニタリングなんですけど、この（令和3年度）16回とか（令和2年度）63回、</p>

		これはモニタリングをやった回数ですか？ そう読めばいいんですかね？
	事務局	実施した回数になります。
	委員	次からでいいんですが、できたら、問題な点が何か所あったとかいうのも教えていただけたらありがたいと思います。それと削除が進まないというのはよくわかります。ようは、変に削除を求めたときになんかちょっとややこしくなるというのを聞いたことがあります。それは、県と一緒に、県はモニタリングをすすめているんで、県にどんどんこんなあるんやと、県のほうから消してくれと、県と協力してほしいなと思います。それと、兵庫県のどこかで、削除をしたというのがあるんで、そことも連携してもらって聞いて欲しいなと思います。それと（人権教育振興事業について）幼稚園は参加が今年増えてますね、令和2年度は12園とこども園が1、今年13園になっていますが、市内で幼稚園は全部で何園あるんですか？
	事務局	市内では、公立の園は確か18か19だったかなと。
	委員	ということは、参加は全園ではないということですね、やってないところもあるということですよ。それをどう考えるか、どう指導するのか、（指導）しなくてもいいのか、また考えてもらいたいと思います。それと、住宅資金とか奨学資金の回収、これも人権文化センターでやっているんですか？
	事務局	はい、人権文化センターの業務として実施しています、
	委員	でね、今報告をきいて、ものすごい仕事量やなと思います。もう大変な苦勞をしてやってもらっていると思います。私、10何年前からずっと審議会に入っていて、人権文化センターやるときに、業務体制の今の状態じゃ全然ない、もっとたくさんの職員を置いてやってもらえるものと思ってたんですけど、これだけの仕事をやってもらうにはちょっと人員が足りんのかなと。実際これを企画してやっていって、毎年同じことしとったらええんやということならできるかも知れませんが、そのときそのときに対応してやっていくということなら大変な仕事量だなと思いますので、増やせるものなら増やしてもらいたいなと思うんですけど。
	事務局	今のご意見、本当に感極まっております、私もこの冊子を

	<p>改めて見ると、とてもじゃないけどこれをきちっと前に進めていくには現状の人員ではなかなか難しいと思っておりますし、それも十分承知しているけれども、人事当局には必要数を毎年要求して、ここについてはこういうことだから人を付けてとか、増員してとかも逐一出しているけれども、実際のところなかなかこちらの望んでいるような配置、人数には達していないと。先ほどおっしゃられた人権文化センターができる際の全体計画、それには人員も入っております、それも私も見ておりますので、そこを基本として今後についても人員については人事当局に十分に説明をしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>3 人権啓発活動地方委託金、これ再委託分だと思うんですが、人権の花運動は法務省、全国展開なんですけど、おもいやりのところは東播磨ネットワーク協議会の機関紙でして、これは昨年度と同じ冊数でということで作成させてもらっているんですね？ 45,000部から50,000部に増やしてますけど、いいんですね？</p>
事務局	<p>そうですね、冊数としては昨年とほぼ同数で予定しております。</p>
委員	<p>で、これは作成、印刷費とそれから小学校、中学校、特別支援学級、養護学校へ配布するトラック代も含めた462,000円と解釈しているんですね？</p>
事務局	<p>そうですね、実際、国のほうでの査定があったので、満額ではないんですが、歳出予算としてはそういったものも含めて計上しております。</p>
委員	<p>承知しました。中学生の人権作文の優秀作品が出ないと、私たちが作成が出来ないんですけれども、11月の末に中学生の人権作文が、優秀作品が出てきましたらとりかかります。で、そのために業者の決定というのは、加古川市内の入札業者というんですか、それでいいんですか？ それとも2市2町の中で安いところを入札されているんでしょうか？</p>
事務局	<p>基本的に加古川市が入札を実施させていただくので、加古川市の入札参加資格があるところであれば仮に他市の業者であっても声がかかる可能性があります。</p>
委員	<p>わかりました。冊子は、わたしら広報が担当しておるんです</p>

		けれども、法務局のほうに連絡があるんですね。
事務局		はい、ご連絡させていただきます。
委員		承知しました。それからもう一つ。小中養護学校特別支援学級の子どもたちに配られているクリアファイル、これは去年が612,480円。今年467,000円というのは足りない分は市費ですか？
事務局		そうですね、市費になります。
委員		わかりました。それから人権の花運動というのは、国の全国的な展開の啓発運動になるんですけど、2市2町の、加古川市を除いては毎年やってるんです。これどこからお金をねん出しているのでしょうか。4年に1回の103,000円を4年に分割して、予算を計上しているのかなと、この点どうですか？
事務局		加古川市としては、わたくしとしても前回から引き継いで聞いている情報ではあるんですが、実は、実施をしたときに、市内の各園で毎年実施をすると花がたくさんになってあふれてしまうことがあって、かつ、実施するのであれば各園、足並みをそろえたタイミングでされたいということで、おもいやりのこころの4年に1度と同じタイミングでするようになったというふうには引き継いでおります。
委員		わかりました。そういう歴史があったということですね。何故加古川だけ4年に1回、という質問が協議会の中で出ますもんで、答えたいと思って。それから、東播磨人権啓発地域ネットワーク協議会という名称ですが、この場合はりまはひらがななんです。いつも漢字で出てくるからこの際言っておこうかなと思ひまして。
事務局		失礼いたしました。
会長		他にどうでしょうか？
委員		人権教育支援事業と全市交流学習会についてなんですけれども、人権教育支援事業には地区で私たちは運営委員として携わっています。この度コロナで、去年から続いて実施できていないので、子どもたちが、いつするの？ と、いつしてくれるの？ と、やっぱり楽しみにしてるんやなああと、仲間たちと喧

	事務局	<p>嘩したり、遊んだりしたりすることを楽しみにしてるんやなあと思っています。それと、全市交流学習会についても、子どもたちは他地区の子と交流できて、中学校へいったときに小学校のときに会ったねという話ができるみたいで、いつするのと、今年もないの？ と今年言われました。2年続けてなくなってしまったので、このままなくなってしまわないかとちょっと不安になっていますので、来年は実施して欲しいなと思っています。</p> <p>貴重な意見ありがとうございます。また次年度に活かしたいと思います。</p>
	会長	<p>ご意見として承っておきます。他にどうでしょうか？ ないようでしたら、次の議事に移りたいと思います。</p>
議事(2)	<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>次に議題の(2)「加古川市人権に関する市民意識調査検討案」について事務局より説明をお願いします。</p> <p>前回の審議会でもご説明しましたが、加古川市では「加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」を策定しております。その計画期間が平成30年度から令和4年度の5年間となっており、今年度はその4年目にあたります。そこで、令和5年度以降の新たな基本計画の策定に、今年度から取り掛かっていくこととしております。</p> <p>現在の基本計画と同様に、次の基本計画の内容については、本審議会に諮問をさせていただきたいと考えております。</p> <p>計画策定の進め方としましては、今年度に市民意識調査を実施し、その結果をもとに、来年度に策定を進めていきます。</p> <p>お手元の資料4「加古川市人権に関する市民意識調査 実施概要」をご覧ください。</p> <p>検討案の説明に入ります前に、調査の概略についてご説明いたします。</p> <p>まず、目的ですが「加古川市における人権に関する市民意識、人権課題等への市民意識や自由意見などについて調査分析するとともに、現状の課題を抽出すること」としております。</p> <p>次に調査のスケジュールですが、この市民意識調査の調査分析をしてもらう業者として、株式会社名豊と6月に委託契約を交わしております。調査票発送、調査分析、報告書作成はこの名豊と連携しながら行っていくこととします。</p> <p>本日の審議会でも調査票案が確定しましたら、今月中に対象者の抽出、調査票の印刷を行い、9月上旬に調査票を郵送、9月下旬を回答の期限で進める予定としております。</p>

戻ってきました調査票の回答のデータ入力、集計、データ分析、分析結果考察を12月までに行い、その結果につきましては、次回開催の審議会におきましてご報告をさせていただく予定です。

その後、年度末には報告書を完成し、来年度の基本計画策定の諮問の際の資料として活用していただくこととなります。

次に調査方法ですが、市から対象者へ調査票を郵送し、対象者は調査票記載後、同封している返信用封筒にて市まで返送いただく方式です。回収率につきましては40%台を見込んでいます。

対象者につきましては、前回の調査は20歳以上とじていましたが、成年年齢が引き下げられることや、国・県はじめ近隣他市も18歳からを調査対象としているため、加古川市も18歳以上とします。

今回の対象は、加古川市の性別と年齢構成比に合わせて対象者を抽出しますが、若年層の10代、20代の回収率が低くなる傾向と、10代は18歳と19歳しかいないことから、年代比較する際に標本数が少なすぎて有効な結果が生じない可能性があります。このため、年齢構成比にあわせた対象者抽出を2,500人にし、残りの500人を10代、20代に割り当てることで、若年層の調査票の回収数を増やします。これにより、集計後の調査分析において、年代比較を行う際には3,000人から回収したデータを、それ以外の比較を行う際には2,500人から回収したデータを用いて調査分析を行うこととします。

次に調査票ですが、事前にお手元にお配りしております「資料5」をご覧ください。

こちらの検討案につきましては、前回の審議会でも多くのご意見をいただきました。そのご意見を基に会長、副会長のご意見をいただきながら修正をさせていただきましたものが今回お手元にお配りしております検討案となっております。

それでは、今回変更の内容につきまして、担当より説明いたします。

それでは、説明させていただきます。まずは資料のほうですけれども、資料5、赤字で検討案と書かせていただいております加古川市人権に関する市民意識調査の検討案、それから資料6、加古川市人権に関する市民意識調査の新旧対照表をご覧ください。3月19日の前回審議会では、5年前に実施しました市民意識調査の調査票をもとに作成させていただいた検討案について、委員の皆様からご意見をいただきました。そのご意見をもとに、会長、副会長と事務局で検討を行いまして、今回、委員のみなさまに再度検討案をお示しさせていただきます。

それでは、変更点について、順にご説明いたします。お手元の検討案と、新旧対照表ですが、新旧対照表につきましては、今回の変更した箇所をとりあげておりますが、技術的な修正等につきましては、新旧対照表が煩雑になるため省略させていただいている箇所もございますのでご了承ください。

まず、検討案の表紙ですが、赤字で書かせていただいております部分、表紙の中ほど左側に「令和3年〇〇月」とありますところと、下半分「ご記入にあたってのお願い」の4 「〇〇月〇〇日(〇)までに」とあるところですが、この2か所については、この調査票完成後スケジュールにあわせまして事務局の方で記入させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

それではページを開いていただきまして問2のコ、「民間企業で知的な障がいがある人や精神に障がいのある人の雇用が進まないこと」のうち「民間企業で」という文言を削除しました。これは前回の審議会でご指摘がありましたとおり、とりたてて民間企業による雇用が進んでいないのではなく、逆に公的機関の方が進んでいないのではないかとのご意見をいただきましたので、この部分を削除しました。その2つ下、「シ 在日外国人の地方参政権が認められていないこと」についてですが、このことは憲法で定められていることであるため、ここで聞く必要がある内容ではないのではないかと、また、5年前の調査票を作成する検討の時でも同様の意見により削除した経緯があるということで、今回も設問自体を削除いたします。

続いて、問3の「ア いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」ですが、こちらにつきましては、会長、副会長、事務局で検討していく中で、いじめを受けた本人や保護者がこの設問を見た時に傷つかないか、というご意見をいただきました。このため、この設問については、削除してはどうかと考えております。

次に、問4ですが、こちら、問4の設問の回答が3、4、5であれば問5に進みますが、回答が1もしくは2の場合には問4-1、4-2に進むという、いわゆる回答の内容によって進み方が分岐する形の設問となっております。同様の設問が、問7、問9、問10、問15とあるんですけれども、その進み方の表現方法がまちまちでした。このため表現方法を統一させていただきました。この修正につきましては、技術的な変更になりますので、新旧対照表には掲載しておりません。次に問4-2なんですけれどもこちら、選択肢の中で、「12 おぼえていない」、「13 その他」となっていましたが、問7-1、それから問15-1では、逆に最初に「その他」があつて次に「おぼえ

ていない」と順番が逆になっておりましたので、「その他」と「おぼえていない」の順番を統一するために12「その他」、13「おぼえていない」というふうな書き方で統一をさせていただいております。こちらについても、技術的な変更ですので新旧対照表には記載をさせていただいておりません。

続きまして、問6ですが、こちらは審議会の中ではご指摘が無かった箇所なんです、こちらの設問としましては比較対象とする設問がありまして、NHK放送文化研究所の調査の質問文に合わせて『「国民の権利」と定められている』という表現を『「国民の権利」と決められている』と変更させていただきます。また、選択肢の「7 憲法に何が定められているかわからない」は一部質問文と内容が重複するため単に「7 わからない」という表現に変更させていただきます。

また、問7ですが、こちらは前回の審議会の中でこの設問を答える中で選択肢「3 受けたことがあるが、内容をよくおぼえていない」を選んだ人に問7-1で内容を聞いていますが、おぼえていない人に内容をきくのはおかしいのではないかと、というご意見をいただきました。その後、この件について検討させていただいたんですが、内容を覚えていない人も、そのジャンル、同和問題とか、障がい者問題とか、そういったものについてはおぼえている場合もあるのではないかと、そういった人は内容に○をいれるのではないかとという意見もございました。ですのでこの設問については修正せずにそのままという形にさせていただきます。

次に問10ですが、こちらはちょっと単純なミスがあります。選択肢の「3 見たことがある →問9-4へ」となっていたのは「問10-1」の誤りでした。こちらは修正させていただきます。

次に、問12の中で「ア 同和問題は、人権にかかわる問題だから、社会全体で取り組み、自分も努力すべきだ。」の設問につきましては、前回の審議会でも議論となりました。この設問に関しては「そう思う」と回答してる市民が大半であり、調査としては課題を見つけることが難しい設問ではあるんですけども、この設問の内容は同和問題にかかわる部分で大事なところであるため、設問としてはぜひ残してほしいというご意見をいただきました。これらのことから、今回この設問を残すこととしたんですけども、この際に設問を精査し、「人権にかかわる問題だから」の次に「その解決のためには」という文言を追加しました。続きまして、「イ 同和地区住民は、生活上のさまざまな面で優遇されている」の設問に関しては、この調査票やその結果を見た市民を誤解させる恐れもあることか



	<p>ら、この設問に関しては削除することとしました。また「カ 介護を受ける障がい者があまりあれこれ自己主張するのはよくない」は、先ほどいじめに関する設問でもありましたが、当事者がこの設問を見た時にどのように感じるかということを考えて、設問を削除させていただきます。</p> <p>次に問 13 ですが、「イ 近隣に精神科の病院がある」という設問ですが、加古川市内で言いますと、ある程度特定されてしまう状況にもありますので、この設問のイにつきましては削除いたします。</p> <p>次に問 18 ですが、前回の審議会の中で、問 11 のケで「さまざまな書類に性別の記入欄が設けられていること」という設問がありながら、性別を聞いていることに違和感があるというご意見をいただきましたが、この調査につきましては性別や年齢間による比較することが必要であることから、その必要性について設問の前に記載することとしました。</p> <p>最後に、自由意見の設問番号が問 19 となっていましたが問 20 の誤りでしたので訂正させていただいております。</p> <p>また、全体を通して、前回の審議会では、対象が 18 歳からと変更をさせていただく関係で、わかりやすい表現や注釈を検討してはどうかとのご意見をいただきました。現在注釈は問 4-1 の 10 の SNS について、それと問 7-1 の、ハンセン病回復者、それから問 11 のキのヘイト・スピーチについてつけさせていただいています。それ以外の文言等を検討いたしまして、性同一性障害についてもどうかとの意見もございましたが、注釈が無くていいのではないかと判断をさせていただき、今回お示しのとおりとさせていただいています。</p> <p>説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいいたします。</p> <p>会長 どうもありがとうございました。今年度予定しております加古川市人権に関する市民意識調査の調査票についてご説明がございました。今の説明に関しまして、委員の方々、ご意見あるいはご質問ございますでしょうか。</p> <p>委員 まず表紙のところなんですけれども、上の文章の一番最後、文末のお願い申し上げますの、上げが漢字になっているんですけれども、人権文化センターさんはひらがな表記をされていたなあとと思うのでそこが 1 つです。それから、問の 2 ですが、ア～スになっているところがア～シになるのでは。同じ内容なんですけど、問 3 のところも質問文のところア～キになっているのがア～カになる。それから、問 7 なんなんですけども、質問文に、あなたは小学校から高校の間に、とあるんですけれども、この</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>限定はどうなのでしょう。高校に進学する通学しているというのが前提という捉え方になってしまわないかなという印象があります。ですから、別に小学校から高校というふうに範囲をしなくても学校でとか、というふうにくくってしまってもいいのかなと思います。問8なのですが、1番の「反対する家族を説得するなど力になってあげよう」と、この「あげよう」にひっかかったんですけど、「～してやる」の謙譲語なんですけど、そうじゃなくてもいいのかな、「力になろう」でいいのかなと思いました。それから、問9-1なのですが、その6番の知らない人というのは必要なのかな、その他に含まれてしまわないかなと思ったんです。それからあと問11、質問のところなのですが「ア～ケ」じゃなくて「ア～コ」になります。それから、10ページのところの問12の質問のところですが「ア～ク」になるのかな。</p>
<p>会長</p>	<p>そうですね、設問を増やしたんです。それで質問文がそのままになっているので訂正します。</p>
<p>委員</p>	<p>問13は同じようなところで、「ア～オ」になる。その下の問14は「ア～カ」。それから、問17なのですが、これも同じようなところで、「ア～カ」になるのと、あと、ここだけがこの表、横書きになっているんです。あとは縦書きで統一されているんですけど、ちょっと気になったところです。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございます。非常に貴重なご指摘だと思います。訂正箇所は修正しますが、ご質問あったところですね、私のほうからまずお答えするというにしたいんですが、問9-1、それは誰から聞きましたかというので「知らない人」なのですが、これがわりと出てくるんですね、何かの場で知っている人も含めて何人かいて、その中の知らない人がそういうことを言っていたというようなことで10%くらい出るんですね。前回の調査でもそのくらいの数だったと思いますし、他の市でやったのもやっぱり10%ほど出てくるんですね、ですからやはり入れておいたほうがいいかなと思います。それから問8-1ですね、「力になってあげよう」という、これはそうですね、答える人が18歳からになりますので、まあ私くらいの年齢となりますと、結婚のことで相談に来る親戚といえればだいぶ年齢が下になるものですから、相談に乗ってあげようという雰囲気にもなるんですが、そうはならないケースも当然ありますので、これは表現を変えるようにしたいと思います。</p>

委員	問7の、「小学校から高校の間」ということについてはどうでしょうか？
会長	<p>そうですね、これは学校でといった場合、狙いとしては高校までの人権教育というのは自分で選択するわけではないんですね、全ての人が受けるという性格のもので。ところが大学とってきますと特に必修科目で人権教育があるというところというのは稀なケースで、だいたい教養科目ですしね、その1つとして人権問題にかかるような科目があって、関心を持っている人間が選択すると。そこの線引きを考えて高校までと。それで小学校から高校までというふうにしたんですね。高校へ行っていない方も当然いらっしゃいますので、そこがカバーできるような表現方法を考えてみたいと思います。今の説明で漏れがありましたら、事務局から補足お願いします。ないですかね、それから問17の確かにここだけ横書きになっていますね、これ見ますと下にかなり余裕がありますので、縦書きにしたとしても十分、スペースはありますので、全体のカの人権文化センターチャンネル、YOUTUBE というのを1行にすれば、ここを横長にしてその分、1, 2, 3のところを狭めても、縦長になりますので、うまく収まるかなと思います。</p>
委員	ありがとうございます。
会長	他にいかがでしょうか？
委員	<p>問12のこのところなんですけれども、前回ちょっと気が付かなかったんですけれども、「性同一性障害のために性別変更を望む人は同性愛者である」と言い切っているのが私納得できなくて。性別変更を望む人は、身体も変えている状態であるときには性別は認められているんじゃないんですか、法的にも。</p>
会長	そうですね。
委員	<p>そうしたら、女の子が男の子になっていて、その男の子が女の子をもし愛するようになるのであれば、同性愛とはならないんじゃないですかね。この質問がそういうところまで及ぶのか、考えて答えてくれるのか、そういうところが私心配なんですけど。</p>
会長	この点は、ようするにトランスジェンダー、身体の性と心

	<p>の性が一致していないというトランスジェンダーと同性愛者をごっちゃにしている人が多いんですね、実際に。違いがわかっていない人がかなりいて、この回答結果と、それから例えばですね、自分の身内には同性愛者がいてほしくないという同性愛者に対する忌避意識に関する回答をクロスしてみると、正しく理解していない人ほど忌避意識が強いという結果が出るんですね。そこのところを見たくて。実際はこの設問は間違いなんですけど、こういった間違っただ意見をそう思うと、答える人がどの程度いるのか把握することが目的です。たぶん加古川市でやっても出るのかなと思います。そうなると、正しい知識を獲得できるような啓発・教育というのが、これが差別をなくしていく非常に大きな力になるというように啓発・教育の課題が見えてくるのかなということを入れてるんです。</p> <p>委員</p> <p>ちょっと根本的なところをお聞きしたいんですけど。加古川市の人にもお聞きしたいんですけどね、これ、目線は岡田市長が聞く話でしょ？ 市長として。市民に。その中で、さっきの説明の中に、同和問題は人権に関わる問題だからその解決のためには社会全体で取り組み自分も努力すべきだというのが、そう思うと答える人が多いから……ということがあるじゃないですか、そうやって正しい方に回答するのが多いだろうという質問ははずして、逆の今言ったようなトランスジェンダーのような間違いを入れてどっちになるか、それは混同しがちだということがわかってるんであれば、何も答えが出てから対策しなくても、今からもっと啓発したらいいのでは。なんで間違っただ答えを私らがこれで聞いて、その答えを見てから対策をするんですか。同和問題も一緒に、えぐりださないといけないというのはわかりますよ。でもテレビで見てて、たまたまなんですけど、コロナ禍で、オリンピックをやった方がいいという質問をするのと、やらない方がいいという質問をするのとでは、やはり答えが違うらしいんですよ。だから、違うから違う……新聞社によって違う方向性にもっていくために質問するのか、それとも同和問題、これだけ何百年もある話なんで今更違う答えを導き出して、それに対してこういう取組をするんやと、そんなんじゃなくて、もうわかっているのであれば取組をしたらいいと思うんですよ。誤解を招くような質問をしてそれで違う答えが出たからといって、そしたらこっちの対策をしよう。これは私間違いだと思いますね。だから、同和問題はそっとしておけば自然になくなる問題だという聞き方と自然になくならない問題だという聞き方とどっちをしてもらいたいかなと思ったら、私は同和問題はそっとしておいたらなくならないと、</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>そういう風な質問にしてほしいです。岡田市長が質問をするのであるならね。それとか、障がい者の雇用のことも、精神の障害とかね、知的障害とかね、それをしなければいけないのですか、それとも単なる障がい者の方と、そういう風にしてもええと私は思うんですけど、なんでそこに知的障害とか精神障害を入れないといけないのかが疑問やと思いますし、近所に精神病院があると、これは特定されるから削除すると。だったら、近所に同和地区があるという表現は、特定されないんですか？だから、正しい答えを市民に聞くのか、間違った答えを市民にぶつけて、その答えを導き出すのか、それはどっちがいいのかと、で、審議会で審議される質問というのは、私たちが責任持たないといけないと思うんですよ。だから、なんでこの質問をしているのかということを知りたいときに、委員ひとりひとりが、いやこれはこういう問題やと、だから今聞いたように、性同一性障害と、同性愛と別なんやということを知ってこれを出すべきだということもあるんですけど。私は、障がい者の人のことはわかりません。</p> <p>それと、国会議員に占める女性割合が低いこと。これ前の審議会で、国会議員じゃなくていいかなというのは出ていたと思うんですけど、これについても説明がなく、このままで載ってますけど、これも一応加古川市の質問なんでね、国会議員に限定する必要ないと私は思います。というのは国がやる調査だったら国会議員でいいと思うんですけど、地方自治体の加古川市がやる意識調査やったら市議員、町議員も入れれば私はいいと思いますけど。以上です。</p> <p>私のほうから何点か説明したいと思います。先ほどのご質問にありました、トランスジェンダーと同性愛者を混同している人がいるということなんですが、割と多いんですね、いろいろな調査結果でもそういったことが見られるんですけども、それをあえて今回の加古川市の意識調査で聞くというのは、これは年齢別でどうなのかということがわかるからです。年齢別でみて、仮に若い人はあまり誤解していないが年配の人が誤解しているということが明らかになれば教育の効果というのが出てきている、あるいは若い人はいろいろな情報を獲得しやすいということがわかってきますので、そうすると啓発ですね、とりわけ 50 代 60 代、それ以上の方々に対する啓発、これに取り組むという課題が見えてきます。今回の調査は統計的に傾向が把握できるということです。確かに誤解している人が多いという傾向はあるんですけど、それを具体的にもっと踏み込んで、年齢でいったらどういう人たちに多いのか、他の設問ともクロス</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会長

	<p>ができますので、そのクロス分析を通じてですね、こういった理解をしている人にセクシュアル・マイノリティに関する誤解が多いのかという傾向もみられますので、その啓発手法、あるいは教育でどういう内容を伝えていくのかといった課題が明確になるのではないかと思います。それと、例えば問 12 のアのような同和問題は人権に関わる問題だからその解決のためには社会全体で取り組み自分も努力すべきだ、これに関しては多くの人がある通りだと感じるんですね、建て前的にそうやるべきだと感じるような意見を出すと、わりと皆そう思うと答えるんですね、一方、それと逆の聞き方をすると、逆というのは例えばイの「そっとしておけば自然になくなる問題だ」これはわりと、広く持たれている意見なんですね、そういう誤解も含めてよく言われている言い方で聞く方が間違った考え方に与している人がどの程度いるのかということが把握しやすいというのはこういった意識調査でよく言われることで、ですから、誤解をしている人がどの程度いるのかとか、偏見を持っている人がどの程度いるのかというのを正確に把握するためには、一般的によく言われる言い方を設問の中に入れた方が正確に把握しやすいと、よく言われています。それから国会議員に女性が少ないというのをなぜ聞いているのかというと、地方議員は女性割合が高まってきているんですね、ところが国会議員の場合は、特に衆議院ですね、これは全然高くない。1946年の時に8%台だったんですけども今が10%で、もう70数年たっているのに高くないという。これは非常に大きな問題だと言われているんですね。ですから、これをなぜ入れたかという、これを問題だと思う人がどの程度いて、年齢・性別でどれくらい差があるのかというのを見ることによってこの問題を大きな問題だと考えている人の割合のありようが明らかになる。やはりこれも啓発の課題に私は結びつくのではないかなというふうに思います。</p> <p>委員 国会議員に女性が少ないのが問題だというのはわかるんですよ、でも議員はやはり市民が選んでいるわけですから、女性議員が少ないのが問題だというのは、もう見えてる問題じゃないですか。それだったら女性をもっと国会に出さないとかんという啓発をするべきだと思うんですけど。加古川市の意識調査で国会議員のことまでしないといけないのかなと思うんです。それと、そっとしておけば自然になくなる問題やと誰もが思っているということがもうわかっているんだったら、それに対して啓発をもっとやるべきだと思うんですね、これの答えを見てから啓発を考えるのか、同和問題の解決をするために努力</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>せなあかんとみんなが○を入れるのがもうわかっていて、それなのにそっとしておけばなくなるんやという答えにも○がかなり入ると言うことが聞く前にわかっているんやったら、それに対して啓発をしたらええと思うんですよ。わざわざこれで聞いて答えを出す必要がどこにあるのかなと思うんです。変に自然になくなる問題やと私らが言われたら、傷もみえるけどまだ傷に塩塗るようなことにならへんかなと思うんですね。この質問で実際こういう答えが出たときに、市はどこまで覚悟をもってそれに取り組むんですか。ただ聞いて数字がわかって、それで終わり？ こんな人が多かったなあで終わってしまうんであれば私はいけないと思います。この質問を入れて、私らが思わない数字だったとか、こんな大きな数字だったとかそういう結果が出たとき、それをどこまで啓発する覚悟があるかというのをもう一回ここでちゃんと確認してから、これを出したらいいと思うんですけど。ただ数字だけ見て、こんな人が多かったなあで終わってまうんやったら、私はちょっとおかしいなと思うんですよね。近隣に病院があるというのと近隣に同和地区があるというのと、同じやと思うんですけどね。だから一つ一つの質問を私らがどこまで認識して加古川市の審議会の質問なんだから、私らがやっぱりそれを納得した上で出してほしいなと思うんですけど。</p> <p>会長</p> <p>はい、多いだろうというのはあくまで仮説であって、ようするに調査票を作るにあたって何にもわからなかったらなんの項目をいれたらいいのかさえわからないわけです。</p> <p>たぶんこういうふうに誤解をしている市民が多いのではないかと。あるいはこの問題については若い人は理解は進んでいるけど、年配の方は進んでいないのではないかとか、さまざまな仮説を立てて、市民の人権意識が正確に把握できるような、そういった項目を設計していくということで、仮説、予測を立てるわけです。そういった予測でこれは多くなるんではないかとか、こういった書き方をしたほうが正確に把握できるんではないかということで設定していったら、具体的に何%くらいというのはこれはやってみないとわからないわけです。だからどの程度多いのか少ないのかあるいは若い人ではどうなのか年配の人ではどうなのか、性別による違いはどの程度あるのかとか、これはやってみないことにはわかりません。その結果を踏まえて、どういったところに重点的に啓発を進めていけばいいのか、学校でどういった取組をするのが有効なのかというのがこの結果から私は見えてくると思うんです。ですからわざわざお金を使ってこういう調査をするのであって、これはあくまで</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>も人権啓発あるいは教育の課題を見つけるために行う、そのためにより有効な質問項目を設定するというねらいでやっていますので、何もその、市民の感情を逆なでするようなそういう意図で作っているものではありません。誤解を生まないようにというのは、配慮しつつ、やっているわけで、特に国会議員については、これは最近なんです。言われたのがここ十年くらいなんです。それ以前は国会議員で女性が少なくとも多くの人が問題視すらしていなかったという実態があるんです。それで、ジェンダーギャップ指数で日本が159か国中121位だとか言われて問題だと、法律もできたりというのが最近の動きなんです。だからそういった意識もやはりあわせて今どうなのか、加古川市民の意識のありようがどうなっているのかというのは私は見る意味は大きいかなと思うんですが。</p>
	委員	<p>私はそれは、こういうのは素人なんでわかりませんが、誘導尋問とこういう質問との差がわからないんですよ。で、素人から考えたらそれって誘導尋問と違うんという誤解を私は持っているんですね、それと国会議員に占める女性割合が低いことってというのは数字でこんなですよと出せばわかることなんで、それやったらここに、世界の国会議員の割合はこんなんで日本はこんなだと注釈で出して、それを踏まえて多いですか少ないですかと問うた方がいいのではと私は思います。先生は以前地方議員は女性割合が多くなっているとおっしゃっていましたよね。そうすると設問文に地方議員も入れたら、国会議員に限定して質問した場合と比べて「そう思わない」に寄った答えが出そうだから、国会議員だけにしたのかなと思ったりもするんです。ですので私はこれは欲しい結果を出すための誘導尋問ではないかと感じますが会長どうでしょうか。</p>
	会長	<p>誘導というのは、例えば前にご意見が出たんですけど、「立法機関というのは非常に大事なことを決めるので女性の意見も反映させるべきであって、その点からみて国会議員に女性が少ない」とそういうふうな言い方になると誘導なんですね。ようするに、女性の声は反映されるべきなのに女性が少ないという聞き方だと確かにそうだという回答が多くなり、誘導になるんですけど、こういう風に割合が少ないということについてどう思うのかと問う場合は別に誘導にならないんですね。こういう問題があって深刻ですよと説明を加えると、問題だなと思う人が多くなるので、誘導的になり、それは避けないといけません。もう一つ、建て前的な回答を誘導するようなもので、例えば加古川市政は人権の視点をもって進めるべきだというよう</p>



	<p>委員</p>	<p>な意見はみんなそう思いますから、「そう思う」に○をするわけですね、そういった建て前的にというか、これはもっともだというような聞き方をすると「そう思う」はすごく多くなる。大半がそうになってしまうと人権教育だとか啓発の課題がクリアになりにくいんですね、ですからあえて偏見だとか誤解という、そういったよくあるような考え方を示してどう思うのかと聞くと意識の実態が出やすいというのが人権意識調査を行う場合ひとつの手法となっているわけです。</p> <p>このずっと質問を読んでいく中でね、そうやなと思うやつがあるんですよ。で、そんなバカなと思うような質問もあるんですよ。前者はヘイトスピーチのもので、後者は同和問題のもので。一貫性は必要ないんですかね？ 同和問題については、逆の聞き方をしているけどヘイトスピーチはみんながそう思うに○をつけるような聞き方を。さまざまな書類に性別の記入欄がある、これはあかんとか。みんなが一般的にそうやなと思う質問もあるんですよ、でも、全然、ええ？ っていうような質問もあるんですよ。それが、障がい者について、ええ？ っていう質問があって、なるほどなと思うような質問もある。同和問題についてなるほどなと思うような質問があって、ええ？ という質問がある、これが順序よくあるんやったらね、そうは思わんですけど、ヘイトスピーチではそうやなという問題がだだっとなっていて並ぶ、同和問題についてはええ？ っていう質問が並ぶ、障がい者についてもええ？ という質問が並ぶということになってきたら、何か意図的なものがあるのと違うかなと私は思うんですね、ですからそりゃそうやという質問を並べるんやったら並べる、逆に反対のことやったら反対のことを並べる。その一貫性がないかなと思うんです。ですから、障がい者、いろんな障がい者の差別があるんですけど、その中で一貫性がないなと思います。</p>
	<p>会長</p>	<p>今ご指摘されたのは、問の 11 ですよ、これは最近人権に関わる問題だというふうに認識が深まりつつある事柄について、それぞれ人権上問題があるという事柄を並べて問題だと思うかどうかと聞いていくという設問で、それぞれが人権上問題があることを並べているんです。そういう聞き方になっています、ところがですね問 5 であれば、この場合はいろいろな見方や考え方、先ほどの場合は人権侵害の事象を並べて問題だと思うかどうか問うているわけですけど、この問 5 の場合は様々な意見や考え方を並べていますので、必ずしもすべてが人権の観点からみて問題がある意見だとは限らないんです。それゆえに</p>

		散らばらせていくというのも1つのやり方なんですね。ですから……
委員		それ、市民が理解できるかなあ。
会長		いや、それは問題ありません。私はもう30年くらい意識調査やってきておまして、特にこれで回答できないというようなことはありませんでした。宛名の方が90歳超えてて自分で書けないのだけどどうしたらいいかとかそういうのはよくありますけど、質問文が難しすぎて答えられないとか、それから、最後に14ページご覧いただきましたら自由記述欄がありますが、ここにもこういう質問入れたほうがいいのかそういった色々な意見とか様々な意見書かれるんですけども、その中でもわりと調査票難しくて書きづらかったというような意見というのはほとんど見たことがないですね。
委員		回収率は何%くらいなんですか
会長		回収率はだいたい40%台です
委員		そしたら60%が批判と考えたらいいんじゃないんですか？
会長		いやそうじゃないんです、置いといてそのままで忘れたとか。
委員		いやでもね、それは先生の思いであって、40%が返ってきて批判がないというのはこれはおかしいんじゃないですか。
会長		いや、40%台です。
委員		台でしょ？　ということは50何%はもう戻ってこないわけですから、それは批判と考えるのは考え方としてあるんじゃないんですか？
会長		それは入っているかもわかりませんね。
委員		だから40数%返ってきて、その中に批判票がないというのはそれはちょっと考え方おかしいと思いますけどね。
会長		ただですね、批判するためには全部目を通さないといけないですよ、だからずっと書いていって最後まで書いていって最

		後の自由記述欄で非常に回答するのが難しかったと、そう書くんじゃないですか？ 自分の気持ちを伝えたいという思いがある人だったら返送されると私は思うんですけど。
委員		全部読む人は人権にすごく興味ある人やと思うんです。返ってこない人は全然読まない人がいるんです。こんなん来とるけど関係ないと。その人は先生の中で分類はどこに入るんですか、その、読みもせん人が50何%に入っているときに。返ってきた人は分類はできますけど、あとの人は返ってこないわけですから、その読みもせん人は分類は意識調査のどこの反映されるんですか
会長		いや、それは反映されようがありませんわね
委員		ないでしょ？
会長		だから回収率を高めるために、負担感のすくない、できるだけ質問をスリムにして答えやすくするような工夫しかないんですね。それから、督促兼お礼状みたいなのははがきで出すとか。これをやると5ポイントくらい回収率上がったたりもするんですけどね、駆け込みで出してくれる人もいますので。そういうようなことをしてもまあ5割くらいですね。以前ですと60%台くらい返ってきた時期もあったんですけど、最近は5割超えると大成功というようなそういう状態ですね。4割切ったりする場合も実際あります。ですからそういうことがあるのでできるだけ負担感が少なくかつ時期も考える必要があります。12月入ったくらいになると回収率下がるんですね。そういったことがあるので出来るだけ回収率あがるような工夫はしなければならないということです。
委員		すいませんちょっと尋ねたいんですけど、そのアンケートを答えた方々にはこの結果はいくんですか？
事務局		個々には出さないです。後日結果としてホームページに挙げて公表されるという形になります。
委員		市民が答えてなくて、こういうの(報告書)があつたら見せてくださいとか、くださいって言われたら渡すことはできるんですか？
委員		公表しますので、その中で見ていただきたい。

委員	<p>インターネットかなんかで出るんですよ。</p>
委員	<p>わかりました。でも、素人考えでは全然先生のように思えないんですけど、アンケートとりつつ啓発していくのがいいなと私は思ったんですね。で、その中でどうしてもひっかかるところ、これはちょっと何も考えてへん人にはこういう言葉を投げかけたらこれがインプットされてまた差別を生んでいくのではないかなという心配があります。性同一性障害のこともなんですけど、13人に1人はおるということが今出てますよね、今回18歳以上が回答者になるので高校生以上の方が答えるとしたら、そこだけまたインプットされて差別にならないのかということをお前は心配して、同じアンケートとるなら一石二鳥で啓発しながら色んなことを聞きたいと、統計をとったらいいと私は思ったんです。それはダメですかね？</p>
会長	<p>啓発では誤解をしている人がどれだけいるのか正確に把握できません。ですから誤解している人がどの程度いてそれがどういう年齢層で多いのか、性別でいったらどんな差があるのかということをお前は見ようとしたら、やはり先ほどから言っていますように一般的に誤解されているような言い方で聞くほうが正確に把握できる。確かにおっしゃるようにそれで思い違いをする人が出るかも知れないですが、ただ正確に市民の意識を把握できれば、有効な教育・啓発が出来ていくわけですから広く加古川市民に対する有効な啓発・教育を実施することによって偏見や誤解を解いていく、あるいは偏見・誤解を批判する力を付けていただくということに繋がるプラスの面があると思うんですね。</p>
委員	<p>もうこれで最後にします。誤解をしているから誤解とわかっているんやったら、その誤解を解くような啓発をしたらええと私は思うんですね。誤解をしているのを見てから、誤解が多いから啓発しようという。これだけ差別問題がどんどん毎日出ていって、意識調査を見て、それから結果を見て、啓発につなげるというのはナンセンスやと思うんですよ。そりゃ、数字としてはいいですけど、ですから私は今日はほんま言いたいこと言わせてもらったんで、何も反対するんじゃないんで。今私が言ったことを市の方で考えていただいてこうなりましたということなら、私はもう結構です。ただ、同和地区、そっとしておいたら（差別は）なくなるというのを、寝た子を起こすなというのは地区の中にもそういう考えの人は絶対います。お前ら</p>

		<p>       ががちやがちやいうからなくならへんのやという人もいます。でも、そうじゃないと、それやったら今までになくなっとなあかんやんというのが私らが運動する理由で、最後に言おうと思ってたんですけど、今コロナみんな怖いじゃないですか。私らの子どももそうやけど、私からしたらね、コロナにいつかかるやろいうのも怖いんやけど、いつ差別されるんやろいうのも怖くてしゃあないんですよ。ですから、意識調査で誤解しとるからこういう質問をして本質をえぐるといのは大事やとは思うけど、そんだけ先にわかってるんやったら、先に手を打てよと。ね、飲みにいったらコロナにかかるよとわかっとしてお前ら飲みにいきよるやろと、それやったらもっと前もってちゃんとせえよというのが私の気持ちなんですよ。ですから意識調査で数字が出てきたから動くんですかと私は思うんですね。ですから、精査していただいて、私は素人なんで先生は30年も意識調査やられててね、その人の意見と私らの意見とは今違うのはわかったんですけど、まあ私はここの会議に出席している責任上ね、一応やっぱり障がい者の人に傷つかへんかなとか、でも障がい者の問題は私ら素人なんで、「いや、そんな大丈夫やで」というのと、「いや、この一文は絶対あかん」ということがあるかもわからんのですよ。でも、それは私らでここであんたら了解したんやなというんでなくて、その人らにやっぱり聞いて欲しいと。それから質問をしてもらいたいと思う。同和問題については私が今言ったように「そっとしておいたらなくならへん」というように私は今は変えてほしいんですけど、それはもうこのまま行くんやというならそれでもう結構です。同和問題についてはいいです。でも女性問題、障がい者問題、子どもの問題とかについては素人なんでそこはちょっと聞いてもらって。市の方で判断していただきたいと思います、以上です。     </p> <p>       会長 専門とか専門じゃないとか、素人かどうかということじゃなくて、やはり委員の方々が感じられたことを言っていただくというのは非常に大事ですし、私は人権意識調査を専門的にやってきてますけども、それでも見落とししている点とか気づいていない点というのは当然あるわけで、この調査票は市民の方が実際読んでマークしていただくことになるので、市民の目線でいろいろ意見を言っていただいたら非常に私は良いことだと考えております。     </p> <p>       委員 ちょっと視点が変わるんですけど、やはりこの18歳以上の上は何歳かわからないんですけど、その人たちに13ページも     </p>
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>ある文章、いわゆる文章表記をお渡しするという事は、表記面にも注意する必要があるのでは。問4-2と問6の解答欄については1, 2と横にいかなくても縦にすれば枠に収まると思いますので、回答する立場になると縦目線ですっといったら、問4-2も1から縦に入ると思います。それから問6も、横にいかないで縦にずっと打ったら答えやすいと思うんですね。私も文書作成というかね、原稿チェックしたりそういう立場に立ってますと、表記がとても気になります。例えば形式段落をつくるとか、誤字が出ているとか、18歳以上ですからルビウちはいらなと思います、難しい表現ありますよね、不法滞在であるとか妊娠前検査とか、ある程度知っていると思いますけれども、お年を召された方にはわかりにくい表現もあるかなと思いました。もう一点は、問10を見ていただきたいんですが、今の設問の形は逆説的な聞き方かなと思って。例えば「同和問題に対してインターネット上で人権侵害事例を見たことがありますか」というのは「見たことがありますか」と聞いているんですね、それなのに、回答の1番が「見たことがない」になっている。だから、「見たことがありますか」という聞き方なら、回答も例えば1 見たことがある、2 見たことがない、3 インターネット使えないとする。そういう並びになってはじめて順当、順説と言えるかなと思います。あと、問10の1ですけど、最近、ここが部落だという映像が流れているというのを聞いたことがあります。ですので、同和地区内の様子を映像で流すとかそういった内容も入ったらいんじゃないかと思えます。高齢者の方は別として今の18歳以上の若者はスマホ一本で結構している時代。私にとってもパソコンなんかはもう筆記用具なんですね、そんな時代になってきているから13枚の紙に一気に○入れて考えてというのはとても大変に感じる人もありますので、表現は簡単にやさしく、わかりやすく、なるべく文末も言葉もやさしくというのが基本だと思います。以上です。</p>
	委員	賛成です。
	会長	<p>どうもありがとうございます。ただ、問10に関しましてはこれは法務省が一昨年、1万人を対象に実施した調査がありまして、それと全く同じ設問なんです。法務省の調査は北海道から沖縄まで全国でやりましたので、それとの比較ができるんですね。確かにですね選択肢としては不十分なところあるんですけども、これ比較しようと思ったら、聞き方も選択肢も全く同じにしないと比較できないので、この場合は法務省の調査と</p>

		<p>比較するというので設問をあわせてあります。それから、確かに設問が2段になる場合の書き方なんですけれども、縦に読むのではないかという、確かにそういう方もいらっしゃると思いますが、横書きに慣れている人は横に見ていくという。これ、番号の付け方というのはこの付け方が主流になっているんですね、また検討しますけども。</p>
	委員	<p>問 12、家族から新型コロナウイルスに感染してしまった人は気の毒だけど、多人数の宴会で感染した人は自業自得だとか、ホームレスになるのは本人の責任が大きい、この質問も、ちょっとほんま考えるべき質問やと思います。考えてほしいです。宴会いくのはみんな楽しんでいくんじゃないで、仕事上や付き合い上仕方ないとか、やっぱりいろんな、ただ一括りにできるものじゃないと思うんですね。ホームレスもそうなんですけど、この、ホームレスの責任が大きいとかいうのこれ、聞いて何になるんですかねと先生、私思うんですけど。</p>
	会長	<p>実はこの10年くらいなんですけど、自己責任論というのがよく言われるようになりまして、それで、この設問というのを入れると30歳未満の若い人で、ホームレスになるのは本人の責任が大きいと答える人が多くなっているんです。以前ですとこういった自己責任論というのは高齢者でわりと目立ったりはしたんですけど、最近30歳未満で多くなっていまして、そのコロナの設問もそうなんですけども、こういった自業自得論みたいなのがわりと若い人で多いんです。これについてもやはり加古川市ではどうなのか実際に30歳未満でどの程度高いのか、あるいはそうでもないのかということ把握するというのは教育の大きな課題になってくると思うんです。実際に加古川市でやった場合に若い人ではそういうふうにならないというのであるなら、学校教育での人権教育の成果だと評価できるかもわかりませんし、逆に自己責任論、自業自得論がすごく若い人で出たとしたら、これはまた教育の中で、教育現場で考えていく大きな課題が出てくると思うので。</p>
	委員	<p>ホームレスって右か左でわかる問題じゃないでしょうか？ 本当に自業自得の人もあるし、人に騙されてなってしまった人も知っていますし、逆に酒飲んで仕事もせんと家を放りだされてっていうのも知ってますよ。でもただホームレスってだけで一括りでそれを見つけて加古川市のね、教育の中で、ホームレスは自業自得やなしに社会が悪いんですよというふうにするのか、どうもこの答をみて何をしたいのかと。すごく疑問に思</p>

		うんで、そこは市の人たちとまた話をしてもらって、一括りにできる問題ではないと思うんですけどね。
会長		それはその通りなんですよ。
委員		そうでしょう？
会長		その通りなんですけども、自己責任論に立つ人はね、一括りにするんです。それはいろんな事情があって、例えば、宴会に行くのもですね行かざるをえないという人もそりゃたくさんいますよ。でもそこを見ないのが自己責任論でしょ。だから自分で楽しんで感染したんだったら自業自得だというふうに決めつけて排除しようとするわけですね。
委員		その人が多かったとして、加古川市はどうすればいいんですか
会長		1つは、啓発ですね、誰も好き好んで感染したいと思って感染している人なんていないわけでしょ
委員		それは今でももうわかっています。アンケートとるまでもなく、見んでもわかっています。ホームレスだってなりとうてなった人おらへんし、交通事故でもそうやけど、やりとうてやった人別にいないと思うんですよね、その中でも飲酒はあかんとか当てて逃げたらあかんとか、いろんな場面があるんで、それをもって啓発せなあかんじゃなくて、それがわかってるんだから啓発せなあかんやろというのが1つの、まあそれいうたらこのアンケートを否定するようなことになって、そういうことでもないんですけど。
会長		いやあの、お金使うんだっいたらしないほうがいいとなってしまいますので、それはさっきから言いましたように自己責任論を言う人、そういった考え方の人がどこに多いのかというのは私はすごく重要だと思うんです。ですから、どういう年齢層に多くて、あるいは性別で違いはあるのかとかね、そういったところをやはり見ていく意味というのは非常に大きいと思いますので、特に具体的に数字で示すことができるわけです。例えば30歳未満では仮に30%もあると、ところが40代や50代なんかは10%台、なんでこんなに多いのかというふうに具体的に数字が出てくると、やはり教職員の方もどう教えたらいいのか、どう伝えたらいいのかというような教育の在り方を考え



		直す大きなきっかけになると思いますしね。こういった数字というのは基本説得力を持つんですよ。
	委員	この質問が障がい者の人に行く可能性もあります、同和地区の人間に行く可能性あります。老人の人にも。でもホームレスに行くことは絶対になんていってはいけませんよ。ホームレスの人の意見は絶対反映されない。だから、そこらも踏まえてほんまちょっと考えて、考えた結果これやというなら私らは受け入れます。
	会長	他にいかがでしょうか？
	委員	この市民調査なんですけど、18歳以上3,000人ですよ、無作為に3,000人、人口、加古川市相当ありますよね、その中の3,000人ですよ、18歳以上どのようにして無作為に封筒を配布されるんですか。
	事務局	年齢構成も男女比も違いますんで、その中から無作為に、例えば年齢層が多いところは配布数も多くなるんですけど、機械的に抜き出してするようにします。
	委員	3,000人は少なくないですか？
	事務局	基本的にこういう調査につきましては加古川市におきましては3,000件というのが主流となっております。
	委員	70歳以上の高齢夫婦だけの家にもあたりますよね、その人たち3,000人で何%返ってくるのかちょっとわかりませんが、18歳以上、年齢層を60未満とか、そういうふうな分け方はできないんですか？ 80ぐらいになったら……。
	会長	ただですね、確かに回収率でいいますと一番高いのは60代です、その次は50代。80代になるとかなり下がります。90代になるとまた下がるんですけど、上限を設けるといっては、例えば90歳以上だと回収率低いので90までにするとしたら90歳以上の人をそれ聞いたときに自分は答えることができるのになんで線引きして外すんだという意見が出てくる可能性もありますしね。人権というのを標題にかかげた調査で、切り捨てるのはどうかという意見が出たときに説明しづらいんですよ。確かに90歳以上になるとかなり数が少なくなりますので、回収率が低くなったとしても全体に及ぼす影響というのはそれほど多くないんです、ですから上限を設ける手もある

	<p>ことはあるんですけども、もし問い合わせがきたときに事務局のほうで納得のいく説明ができるかというところちょっと難しいです。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>あと、数が多いほど信頼度は高くなるんですけど当然郵送料がかかってきますので、2,000のところも多いので3,000というわりと多めにとっているというケースなんですね。</p>
事務局	<p>3,000という数ですけども、例えば加古川市総合計画、市全体のいろんな事業の実施を決めていく計画のアンケートがあるのですが、それも3,000で、他の介護、福祉、環境とか様々な市の計画がありますが、それらの統計をとるときも3,000を基本に送るようにしております。ただ、それぞれの回答の割合はばらつきは出てくると思います。そのような形で行っております。</p>
委員	<p>そのアンケート出したあとのこういう冊子ですね、数字としては結果報告は出るんですけど、このアンケートとった意味の分とそれについては、どういう啓発するかを一つ一つ回答のように答えてもらって冊子になるというのはできないんですか？ 最後に先生の考察も書いていただいているんですけど、この一つ一つの質問に対しての、どういうことで聞きたいか、どういうふうに啓発していったらいいのかという文言を書いて欲しいです。これだけをぱっと突きつけられてもえーと思って。</p>
事務局	<p>今回、意識調査ということでやらせていただいて、割合であるとかいろんなものが出てきますけれども、それぞれの傾向とか、これについては今後どのような方向で事業を進めていくのか、というようなことを次の人権の教育及び啓発の基本計画を来年度この会議に諮問させていただいて作ることになるのですが、その中に今回の数字をベースにして、ここの部分についてはこのような取組をやっていきたいと思いますという形で出てくるようになります。その計画の中に、今回の結果も一部盛り込んで、例えばここの部分はこういう数字になったから、この年代に集中して取組をせなあかんとか、全般的に各世代同じような割合になったら、全市民を対象に取組をしていかなあかんとかというような計画の冊子を作り上げていきますので、そこいらんなものが入ってきます。</p>

委員	わかりました。
会長	よろしいでしょうか。他にいかかでしょうか？ ちょっと私から、表紙にある、ご記入にあたってのお願いなのですが、その2番。宛名のご本人がお答えくださいで、ご本人による記入が困難な場合は家族の方等に代筆していただいても結構ですとなっていますが、家族の方が代筆する場合、家族の方が自分の考えを答えるというふうにとる人がいるかもしれませんので、家族の方等にご本人のご回答を代筆していただいと、くどいですが書いておいたほうが間違いがないかなと思いました。
事務局	そのとおりです。
会長	あと行間なんですけど、これは印刷の段階で直ると思うんですけど、問7、問9の質問文の行間と問10の質問文の行間がちょっと違うんですね、問7、問8だとかは行間がちょっと空きすぎていまして問10だとかの方が読みやすい行間かなと。例えば最後のページの赤字になっていますけどもなぜ性別・年齢を聞くのかという説明文も行間がすごく空いているのでこれもまあ統一されると思うんですけど。
事務局	もう一度全体を練り上げて、この辺も整合を図るようにします。
会長	お願いします。
委員	これはもう回収するんですね？ これを書いてもらって返ってくるということですよ
事務局	そうですね、原版といいますか、回答版となります。
委員	40何%は返ってくるけど、残り50何%はどこいくかわからないので、その辺も踏まえて精査してくださいお願いします。
会長	調査票は確かに一方通行なんです、ですからフォローのしようがないんです、だから本当だったらもっと本音を聞くんだったら偏見そのものを出して聞きたいところもあるんですけども、それをするとかえって誤解を広げるということもあるということは重々わかっていますので、そのぎりぎりのところを

		<p>考えて調査票を作成したということなんです。ですから今日いただいたご意見も非常に参考になるご意見でしたので、それらを踏まえて最終案を事務局と練っていきたいと思います。</p>
委員		<p>一応聞いたことあるんですけどアンケートがきて返すときに答えたご本人はそちらでは把握できるんですか？ それを心配して最後のところを書かなかったという方がいました。書きたいことはいっぱいあったんやけど、自分の名前がわかって責めているようになったら嫌やったので書かなかったということも聞いたことがあるのでちょっと尋ねたかった。</p>
事務局		<p>ここには個人のお名前は一切ないですし、例えば中にシリアルナンバーを入れたりとか、そういうことはないのですが、そう思われる方がいらっしゃるということなので、そうではないということをどこかに書きこむような形で考えさせてもらってもいいかと。</p>
会長		<p>一応書いてあることは書いてあるんです。ご記入にあたってのお願いの1番がどなたのお答えかわからないようになっていきますという。これを読んでいただいたらいいんですけど。どこにも名前を書く欄もありませんしね。</p>
委員		<p>でも、番号打たれてるんちゃうかとか、こうやって見て（紙を透かしてみても）、私もちょっと見てくれと言われたことが</p>
委員		<p>もっと信用してください。</p>
事務局		<p>その辺は文言もありますし、問い合わせとかあるようでしたらそうじゃないですよと回答させていただきます。</p>
委員		<p>では、私も聞かれたらそのように言っておきます。</p>
事務局		<p>お願いします。</p>
会長		<p>ではよろしいでしょうか。では今日いただいたご意見を踏まえてこの調査票の最終案を確定していきたいと思います。では、次なんですけども、次第には3その他となっておりますが、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局		<p>人権文化センターで実施している『コロナワクチン集団接種』の状況について、報告させていただきます。</p>

	<p>加古川市では5月8日から、市民会館、総合体育館、日岡体育館、総合文化センターの4か所で接種を始めました。</p> <p>人権文化センターでも5月22日の土曜日から集団接種を開始しておりまして、最初は1日あたり120名から始めたんですけども、その後320名程度で推移し、これまで延べ約9千回接種が行われております。</p> <p>皆さんご存じのとおり、国からのワクチンの供給が減じたことや、神戸製鋼体育館をお貸していただいていることなどによりまして、現時点では、8月14日の土曜日を最後に、当センターでの接種予約は受けておりません。</p> <p>当初は、9月末までが接種会場として予定されていましたが、一旦接種会場を撤去するとの話も出ております。</p> <p>ただし、コロナに関しましては極めて不確定要素も多く、今後の状況によっては、10月以降も改めて集団接種会場として使用される可能性もあります。</p> <p>これらについては、決まり次第、ホームページなどを通じて、市民の皆さまにお知らせいたしますとともに、登録団体の皆さまにも別途お知らせしたいと考えておりますので、ご理解ご協力をいただくようお願いいたします。</p> <p>出来るだけ日を延ばして、部屋は使えないけどやっぱり一日も早く受けたいけど、予約がとれないということよく聞きますので、そんな早々に閉じるようなことじゃなくて延ばす方向でまた考えてくださいお願いします。</p> <p>私の方からも、事前に方針が決まる前にそういう話をさせていただいております。人権文化センターを早々に閉じるということではなく、もっと広い範囲で考えてと、意見として伝えたいんですが、それでも他の会場は相当大きいものですから、例えば総合体育館や神戸製鋼体育館も借りてるのですが、相当広いんですよ。その中で、一時にできる数が入権文化センターの2倍とか2.5倍とかありますのでそちらの方が効率的な部分もありますので、人の従事、お医者さんの派遣、看護師の数というのも会場の数を多くしますと、どうしても人の数が多く必要になってきますので、その辺のことも十分に担当の部で考慮いただいたうえで、人権文化センターについては8月14日の午前をもちまして一旦終了と。それ以降会場の設営も一旦解きますが、ただワクチンの供給状況が流動的ということもありまして、一旦解いたにも関わらずまたするというようなこともあります。やはり会場として使わせてほしいというようなことでワクチンの担当の方からくる可能性もありますので、流動的な考え</p>
委員	
事務局	

3. その他	委員	をもって取り組んでいきます。
	委員	<p>お願いします。</p> <p>登録団体からお礼として、センターが使えないということで色々な施設をご紹介いただきましたが、何せ、使っている方々がお高齢でやはり人権文化センターの近くの方が多いので、施設が遠いので使えないとことで……。いろいろと手配していただいたのにお世話かけました。ありがとうございました。</p>
	会長	<p>よろしいでしょうか、では本日予定しておりました議事は全て終了しました。それ以外で何かございますでしょうか？</p>
	委員	<p>志方会館が改修に入っていて、今年中には移管が完成します。それで、皆さんも楽しみに待ってます。いろいろとありがとうございました。</p>
4. 閉会	会長	<p>それでは、これもちまして、議長の任を終わらせていただきます。</p> <p>委員の皆さまには、円滑な議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
	事務局	<p>ありがとうございました。では、閉会にあたり副会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお祈りします</p>
	委員	<p>どうも、本日はたくさんの意見を出していただき時間も遅れてしまったんですけども、活発な意見交換ができたと思います。コロナがますます強くなって、皆さんご自愛していただき、また人権についてますます努力していただきますことをお願いしまして挨拶に変えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
	事務局	<p>ありがとうございました。本日の審議の内容については、後ほど、議事録を作成し、その要旨を市ホームページにおいて公開する予定としております。委員の皆さまには内容をご確認いただくこととなりますので、よろしくお祈りいたします。</p> <p>また、次回の審議会は令和3年12月頃に開催を予定しておりますが、それまでに準備が整いましたら前倒しでの開催も考えています。日程と会場につきましては調整をいたしまして改めてご連絡させていただきます。</p> <p>それでは、令和3年度第1回加古川市人権教育啓発推進審議</p>

		会を閉会いたします。 本日は、どうもありがとうございました。
--	--	-----------------------------------